

●雫石町営体育館利用料金（町内）

利用区分				午前9時から午後9時まで (1時間ごとに)		時間外利用 (1時間ごとに)		個人利用
				占用利用	区分利用	占用利用	区分利用	
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	アマチュア競技に利用する場合	小中高生	640	320	790	380	60
			一般	1,360	640	1,570	790	120
		その他の催しに利用する場合	1,570		1,990			
	入場料等を徴収する場合	アマチュア競技に利用する場合	小中高生	1,360		1,570		
			一般	2,610		3,140		
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	6,600		7,960		
			営利を目的とする場合	13,200		15,810		
	トレーニング室			小中高生				
一般								
柔道場・剣道場		アマチュア競技に利用する場合	小中高生	180		260		60
			一般	380		520		120
		その他の催しに利用する場合	450		580			
会議室				260		320		

※利用者が町外の方の場合は、町内の利用料金の2倍の額とする。

● 雫石町営体育館照明等利用料金

利用区分				占用利用及び区分利用 (1時間ごとに)			個人利用
				12灯	24灯	48灯	
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	アマチュア競技に利用する場合	小中高生	310	620	1,260	60
			一般	620	1,260	2,520	120
		その他の催しに利用する場合		780	1,560	3,120	
	入場料等を徴収する場合	アマチュア競技に利用する場合	小中高生	640	1,280	2,560	
			一般	930	1,860	3,720	
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	2,050	4,060	8,160	
			営利を目的とする場合	3,060	6,120	12,250	
	柔道場・剣道場		アマチュア競技に利用する場合	小中高生	占用 (1時間)		120
一般				占用 (1時間)		250	120
その他の催しに利用する場合			占用 (1時間)		370		
柔道場・剣道場・会議室 暖房設備				占用 (1時間1台)		60	
柔道場・剣道場・会議室 冷房設備				占用 (2台1組)		120	

※アリーナを個人利用の場合、競技する部分か付近だけの点灯となります。

全体的に点灯したい場合は、占用・区分利用表にある12灯または24灯(1時間単位)と同じ料金が発生します。

附属設備	
放送設備(1回3時間ごと)	640
電光掲示板(1セット3時間ごと)	640
フロアシート(1巻終日)	640
ジェットヒーター(1台1時間)	1,100
ブライトヒーター(1台1時間)	450
遠赤外線暖房(3台1組1時間)	300